

【医療情報システム等運用補助業務委託】質問に対する回答

令和7年6月18日  
地方独立行政法人埼玉県立病院機構 本部 総務・研修・システム担当

番号	書類名・該当頁	質問事項	回答
1	入札説明書 7頁13(2)	プレゼンテーションは、現場配置予定の者が実施するという事によろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	別紙1 入札保証金・契約保証金について 2頁1(7)ウ、エ	契約書の写し及び履行を証明する書類は、製本加工不要の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	別紙2 提案書等について 2頁3(3)	電子媒体提出物「仕様書回答」は提案書でよろしいでしょうか。	該当箇所を修正しましたので、正誤表を確認してください。
4	医療情報システム等運用補助業務委託契約書(案) 第24条	契約不適合責任に関し、例えば成果物の報告書に記載の処理件数が間違いであった場合は、1項の修正等の履行の追完をすることで、2項の適用とはならないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	医療情報システム等運用補助業務委託仕様書 2頁3(1)エ(エ)	プロジェクトマネージャは、米国PMI認定のPMP資格も同等との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	医療情報システム等運用補助業務委託仕様書 5頁6(2)	各病院の業務状況によりシフト別(早出・通常・遅出)の配置数変更を常駐要員が判断し、調整する事は可能でしょうか。  例1) 1名では対応出来ない作業が見込まれる場合、要員配置数を調整する(OSアップデート作業の為に早出1名、通常1名、遅出2名とする) 例2) 本部作業が17:30以降に予定される為、早出1名、通常1名、遅出2名に調整する 例3) 精神医療センターでレセプト処理と問合せ対応を平行して実施する為、2名体制に調整する(他病院の要員1名減)	業務量に応じてそれぞれのシフトにおける配置数を変更することは、可能です。 ただし、計9人配置されるようにしてください。 配置数を変更する場合は、月間計画書を提出する際に病院の承認を得るようにしてください。
7	医療情報システム等運用補助業務委託仕様書 5頁6(2)	勤務時間(8時~20時)以外に作業が予定される場合や、障害等で大幅な時間外勤務が発生した場合等に、業務に支障が出ない範囲で要員配置数や勤務時間の変更を常駐要員が判断し、調整する事は可能でしょうか。  例1) レセプト出力の終了予定時間が23時となるため、遅出の勤務時間を14:00~23:00(8時間勤務)とする 例2) 障害対応の為、業務終了時間が24時を超えた為、翌日の勤務を調整する	要員の配置変更は、本部及び病院と協議の上、調整してください。
8	医療情報システム等運用補助業務委託仕様書 5頁6(2)	有給休暇等の休暇取得者の有無を問わず、計9名の要員配置が必須と言う事でしょうか。 体調不良等により予定外で休暇者が発生した場合も、同様でしょうか。	常駐要員の要件を満たす代替の要員を配置するようにしてください。 突発的に要員が欠ける事態においては、本部及び病院と協議の上、指示に従ってください。
9	医療情報システム等運用補助業務委託仕様書 5頁6(3)	記載以外の日で出勤した場合は、振替休暇の取得が可能でしょうか。また、その際に要員配置数(計9名)を下回りますが問題ないでしょうか。	常駐要員の要件を満たす代替の要員を配置するようにしてください。

以上